

H26年度 第3回 官民連携推進協議会

官民連携におけるコンサルタントの役割について



官民連携の本質

・何のための官民連携か?

→PPP(Public Private Partnership)とは公共サービスの提供に何らかの形で民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、官民連携の実施する形態を総称したものです。官と民がそれぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の「価値」や住民満足度の最大化を図るものであって、「官」の発想のみでは出てこない新たな「価値」が創出されることがPPPの本質であります。

• 「地域のバリューアップ」

→民間の創意工夫により、行政、民間事業者、地域がwin-winwinの関係を構築できます。

発注方式の変遷

これまで

変化の方向

さらに・・・

建設主体

管理主体

単年度契約

複数年契約

個別契約

包括委託

仕様発注

性能発注

「持続」 のための工夫 ・・・たとえば、

- ✓ さらなる民間活用
- ✓ 新たな官民連携

PPPの主な形態

PPPは民間側が担う業務と責任範囲、所有形態等でいくつかに分類できますが、従来の発注方式と違う特徴としては、①包括的で長期の契約であること、②性能発注であること、③民間資金の活用 (PFIの場合)があげられます。

★実施範囲による分類









Design: 設計

Build: 施工

Finance: 資金調達

Operation: 運営・維持管理

設計施工一括発注方式 (デザインビルド方式) PFI方式 (典型的なものはDBFO) 包括的民間委託指定管理者制度

DB方式 設計+施工

DBO方式 設計+施工+運営管理

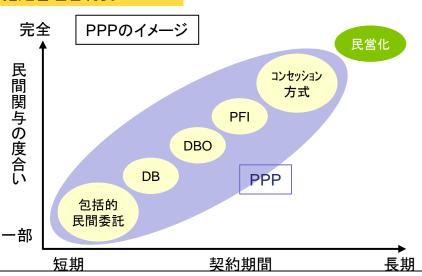
PFI方式 設計+施工+資金調達+運営管理

包括的民間委託

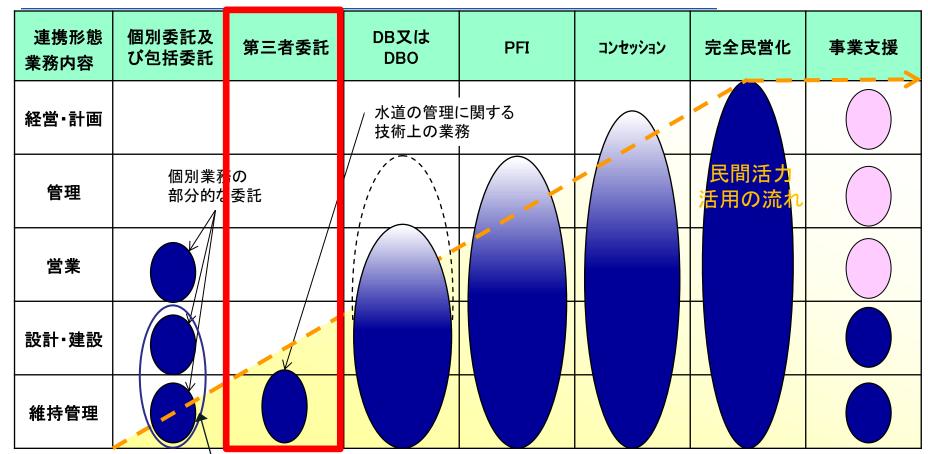
指定管理者 運営管理 (一部修繕等)

コンセッション方式(長期事業権契約)

※DBO:資金調達が伴わないもの



連携形態の違い(第三者委託について)



水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図

出典:厚生労働省健康局水道課

「水道事業における官民連携手法検討の手引き」より一部編集



水道法に規定する業務の委託 24条の3(第三者委託)

(1)導入事前調査



(2)契約•発注

(公募/審査/契約)



(3)要求水準の 達成審査 実績報告

対応指示

第三者による 維持管理遂行



(4)終了、引継ぎ

水道法に規定する業務の委託 24条の3(第三者委託)

1)導入事前調査

第三者委託をすべきかどうかの意思決定をするための以下の事項を整理・作成いたします。

- ◆現状の把握、分析
- ◆導入効果の概略評価

2)契約、発注事務支援

第三者委託の発注準備には多くの検討事項 を整理する必要があります。他の事業体の事 例も参考に以下の事項の支援をいたします。

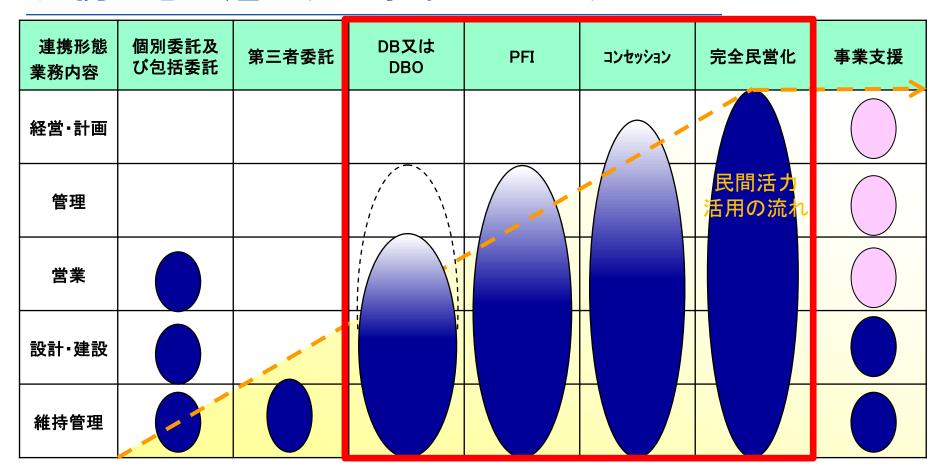
- ◆公募資料の作成
- ◆仕様書等の作成
- ◆契約図書の作成
- ◆委託額の試算
- ◆審査要領の作成
- ◆受託事業者の選定評価基準の作成

3) 監視業務支援

第三者委託の実施期間中の受託者の業務が 仕様書に示されている要求水準に達成されて いるかの評価・提言を以下の事項について支援 いたします。

- ◆定例会議への出席
- ◆業務実施状況の監視
- ◆業務改善の指導

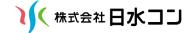
連携形態の違い(PFI事業について)



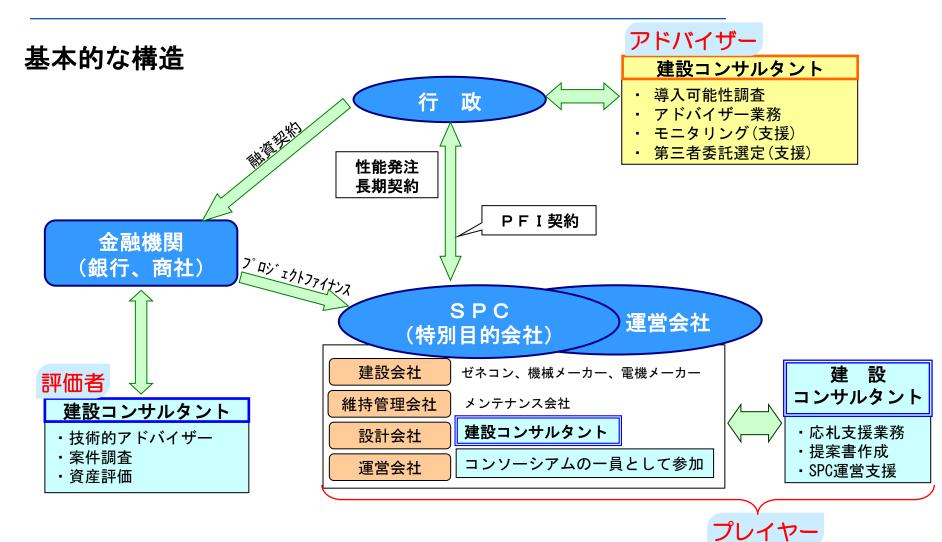
水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図

出典:厚生労働省健康局水道課

「水道事業における官民連携手法検討の手引き」より一部編集



コンサルタントの役割



コンサルタントの役割

導入可能性調査



- アドバイザリー業務

コンソーシアム参加 (事業者側)



モニタリング業務

- 現状把握•分析
- ・事業スキーム、方式検討
- ・実績調査
- 公募資料作成
- 要求水準等作成
- · 事業費、VFM算定

【応募時】

- •応札•提案書作成支援
- •事業費算出、資産評価

- ・リスク分担等の検討
- 概略施設計画
- 導入可能性評価 分析
- 評価基準作成
- 審査要領、審査会運営
- 契約書類作成支援

【受注後】

- 実施設計図書作成
- 設計·施工管理
- ·SPC運営支援

- · 評価項目·基準作成
- ・実施要領作成
- ・モニタリング実施(支援)

官民連携の成功ポイント

- 一般利用者に対する説明
- コスト縮減を行ったうえでの安全性を維持するための方策検討
- ・ 民間企業の関心度

民間側の視点を踏まえた事業であることが望ましい

官民連携における民間側の視点

- ・ポスト復興(施設整備が完了した後における人員の確保)
 - → 従来事業として実施するため、業績を中心と した実績から援助が可能と考える
- 民間企業として新分野での活躍
 - リスク分担や利益向上の難しさもある。
- 事業支援
 - ▶ 官民連携の広がりに伴う事業支援の可能性

新分野での活躍における問題点(リスクの応分)



業務を実際に行う前にリスクの対応可否を判断する 必要がある。

現状のリスクの見える化が必要

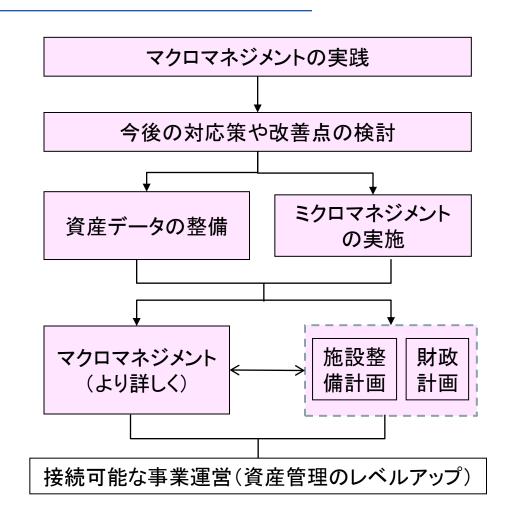
コンサルタント としての対応 が可能



- アセットマネジメントによる資産管理水準の把握によるリスク見える化
- ・官民連携を用いたリスク分担での軽減措 置の可能性

リスクの応分に対して(アセットマネジメント)

- ①マクロマネジメントの実践
- ②資産データの整備 (台帳、情報システム等)
- ③ミクロマネジメント (点検、診断評価、補修等)
- ④施設整備計画 (水道施設の再構築・再編成等)
- ⑤財政計画の検討 (経営計画、料金改定等)
- ⑥計画の検討(経営計画、料金改定等)



アセットマネジメントの実施フロー

新分野での活躍における問題点(利益向上)

人口が減少する中で、更新事業を踏まえた投資が必要



水道料金の値上げだけでは対応が困難になる可能性



コンサルタント としての対応 が可能



- ・事業の広域化
- 組織としてのマネージメント
- •包括委託など効率的な事業方式の導入

利益向上に対して(事業の広域化)

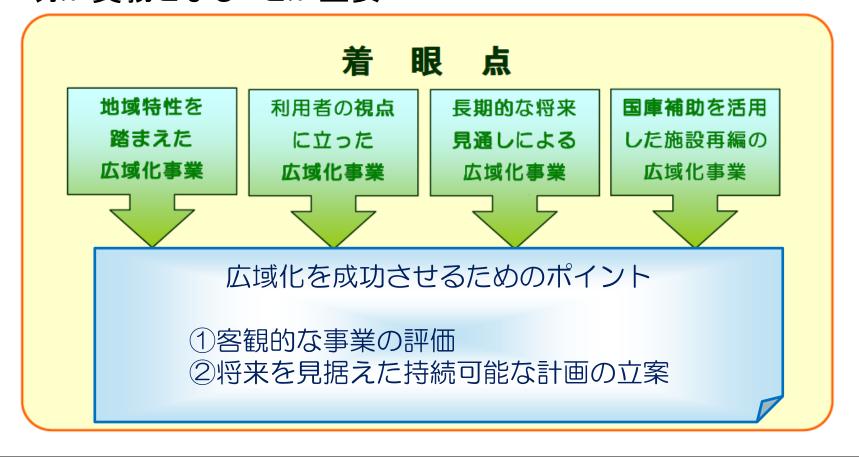
都道府県内の水道事業のあるべき姿の推進 都道府県版地域水道ビジョン 都道府県 水道事業体間の広域化 広域連携による標準化 ソフトな広域化 広域化 水道施設の共同化 水 仏域建裕官 管理の一体化 共同委託 道 共同運営による効率化 施設の 再構築 事 職員の技術レベルの確保 事業体間の格差の解消 業 広域連携 水道 事業 体 広域連携 体 水道 事業 体 水道 事業 体 水道 事業 体 広域化 広域連携 広域化推進のための支援

(新水道ビジョン:発展的広域化)

玉

事業広域化のポイント

● 広域化事業の推進には、利用者及び議会等への情報開示と説明が責務となることが重要



事業広域化での問題点

水道料金の格差是正

- 〇水道料金の格差
 - 構成団体間の水道料金格差・料金体系の違い⇒広域化の阻害要因
- 〇 解決するための視点
 - 負担の公平性に配慮した水道料金の摺合せが必要
 - 構成団体は、利用者及び議会等への説明責任
- 〇 提案解決方法
 - ・アセットマネジメントに基づく長期的な財政収支の見通しを検討 ⇒水道料金の面からの広域化のメリット 利用者及び議会等への説明責任が果たせる資料を作成

事業広域化の具体化に向けて

広域化事業を具体化するためには

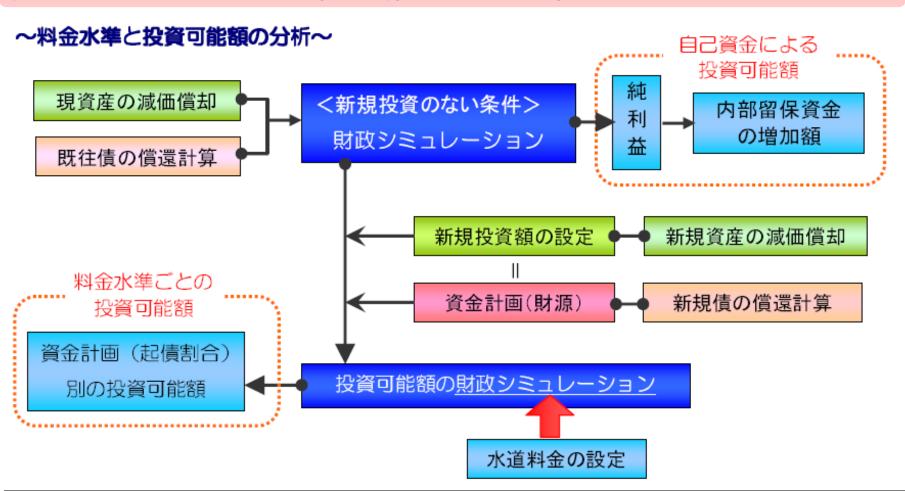


課題解決へのアプローチが重要

- 〇 構成団体のサービス水準の摺合せ
- 〇 段階的な目標に基づく施設の再編成
- O 財政収支を考慮した施設整備計画の立案
- 〇 国庫補助制度を活用することで利用者の負担軽減
- 〇 耐震化対策の推進
- 〇 水道版バランススコアカードによる「見える化」
- 組織、委託、各種システム等の統合までの道筋を検討

事業広域化の具体化に向けて

財政収支を考慮した施設整備計画の立案



連携形態の違い(事業支援について)

事業支援

連携形態業務内容	個別委託及 び包括委託	第三者委託	DB又は DBO	PFI	コンセッション	完全民営化	事業支援
経営·計画							
管理						民間活力活用の流れ	
営業							
設計∙建設							
維持管理							

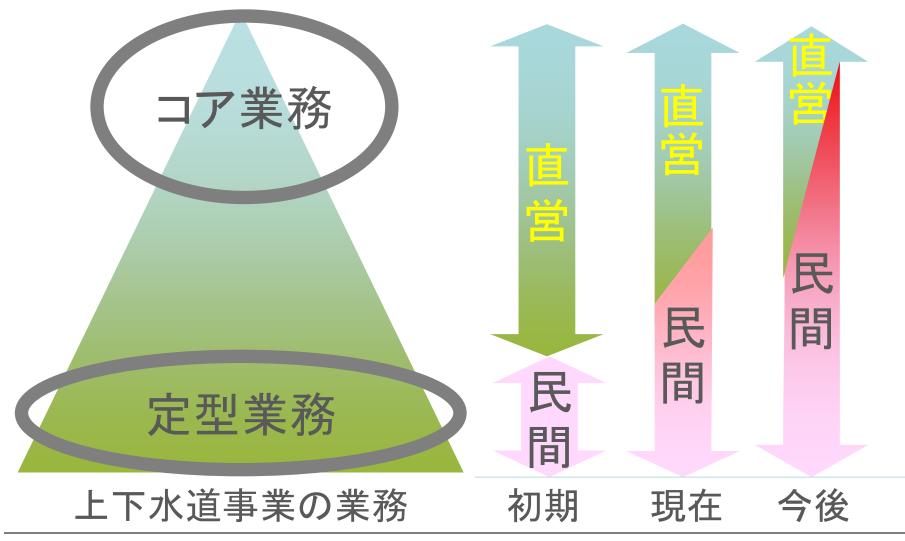
包括委託

水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図

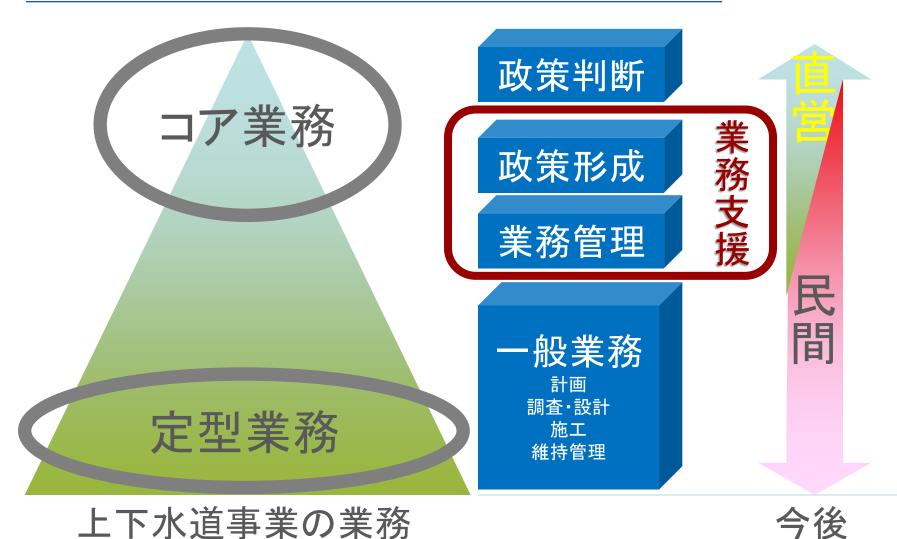
出典:厚生労働省健康局水道課

「水道事業における官民連携手法検討の手引き」より一部編集

事業支援



事業支援



今後



22

事業支援

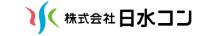
今後の上下水道事業支援におけるコンサルタントのあり方について

中間報告書

平成26年6月

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 上下水道事業支援手法研究会

http://www.suikon.or.jp/seika/jigyoukatsudou.html



ご清聴ありがとうございました